

平成21年度

地域活動支援事業補助金の対象事業を募集します

この補助金は、伊賀市自治基本条例に基づき、市民の皆さんの自主的なまちづくり活動を支援し、個性で魅力あふれる地域づくりを推進することを目的としています。補助金の概要は次のとおりです。詳しくは市ホームページでもご覧いただけます。

住民自治協議会活動支援

【補助対象団体】
住民自治協議会の設置の届出を受理された団体

- 【補助対象活動】
- 地域まちづくり計画を実現するための新規の活動
 - 既存の活動については、新たな工夫が加えられるなど活動内容が拡充されていること

【補助率および補助限度額】
10分の9 50万円以内
(予算の範囲内)

市民公益活動支援

【補助対象団体】

※次の要件のすべてを満たす団体が対象となります。

- 除く
- 【補助対象活動】
- ① 市民自らが実施する市民公益活動に関する課題研究を主たる目的とする活動
 - ② 市民が自主的かつ主体的に実施する市民公益活動
 - ③ 市長が一定の目的を定めて公募する企画・課題研究および市民公益活動

※平成21年度テーマ

- 「市民活動団体の評価」
(本庁市民生活課)
- 「町家の利活用」
(本庁市街地対策課・本庁高齢障害課)

【補助率および補助限度額】
(予算の範囲内)

※課題研究部門

10分の10 10万円以内
(①および③関係)

※市民公益活動部門

3分の2 30万円以内
(②および③関係)

※いずれも事業審査会による公開審査会(公開プレゼンテーション)を行います。

▼補助金説明会▼



- 【とき】
- ① 12月11日(木)
午後7時30分～
 - ② 12月14日(日)
午後1時30分～
 - ③ 1月14日(水)
午後7時30分～

【ところ】
ゆめぼりすセンター2階 大会議室

【内容】
地域活動支援事業補助金の概要および手続きについての説明、申請書類の配布など
※3回とも同じ内容の説明会を予定していますので、都合の良い日にお越しください。また、事前申込は不要です。

審査申込申請について

【募集期間】

1月5日(月)～30日(金)

* 郵送の場合は1月30日必着

【申請方法】

審査申込申請書に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。

* 審査申込申請書は、本庁市民生活課・各支所住民課・市民活動支援センターにあります。また、市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

【申請書提出先】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市生活環境部市民生活課
* 市民活動支援センター・各支所住民課でも受け付けます。

【問い合わせ】

本庁市民生活課 ☎22・9639
市民活動支援センター ☎22・1511
各支所住民課



凍結・破損事故を防ぐために 水道管の冬支度

これから本格的な寒い時期になります。この時期は水道管の凍結や破損事故などが予想されます。特に、寒波が訪れると、各所でこれらの事故が連続し、十分な給水ができないこともあります。

こうした水道管の凍結や破損事故を防ぐため、次のことを参考に水道管にも冬支度をしましょう。

水道管の凍結防止方法

■防寒材の取り付け方

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて凍結を防止してください。

＝凍って水が出ないとき＝

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけましょう。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますからご注意ください。

＝破損したとき＝

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急措置をし、市の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。



★水道管は寒さが苦手。冬は凍結防止対策をお願いします

気温が－4℃以下になると、水道管が凍り、破損することがあります。屋外で次のような場所は水道管が凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- むき出しになっている水道管
- 家の北側などで、日の当たらない場所の水道管
- 風当たりの強い場所の水道管

水道部からのお願い

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日、祝日と年末年始（12月27日～1月4日）は取り扱っていませんのでご注意ください。

【問い合わせ】

検針・開閉栓・料金などは
水道部業務課 ☎24-0001

漏水・給水工事などは
施設課 ☎24-0002

簡易水道区域の給水などは
施設課 ☎24-3969

水道職員を装って料金を請求する業者にご注意を！

市の水道職員をかたり、配管や水道器具の点検などといって、代金を請求される被害が発生しています。市の水道部では、次のようなことは行っていませんので、十分注意してください。

- ▼突然訪問し、簡単な水質検査を行った後で、浄水器の販売・斡旋や水道管の配管工事および契約を行うこと
- ▼お客さんから依頼のない水質検査をしたり、水質検査をして料金を請求すること
- ▼検針票で料金を請求すること

このようなことがあれば、家の中に入れず、身分証明書の提示を求めてください。



【問い合わせ】 水道部業務課 ☎24-0001